【指定地域定着支援】

主眼事項及び着眼点

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知 (国に準じる)	適	否
第1 基本方針				
1) 指定地域定着支援の事業は、利用者が自立した日常生 舌又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との 常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性 こ起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な 事態が生じた場合に、相談その他の必要な支援が、保健、 医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携 の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状 兄及びその置かれている環境に応じて、適切に行われるも のでなければならない。	27第39条第		適	• 1
2) 指定地域定着支援の事業は、利用者の意思及び人格を 享重し、常に当該利用者の立場に立って行われるものでな ければならない。				
3) 指定地域定着支援の事業を行う指定一般相談支援事業 者(以下この章において「指定地域定着支援事業者」とい う。)は、自らその提供する指定地域定着支援の評価を行 い、常にその改善を図らなければならない。	27第39条第			
4) 指定地域定着支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐 寺の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、そ り従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ よらない。	27第39条第			
第2 人員に関する基準				
1 従業者				
1)指定地域定着支援事業者は、当該指定に係る一般相談 支援事業所(法第51条の19第1項に規定する一般相談支援 事業所をいう。)(以下「指定地域定着支援事業所」とい う。)ごとに専らその職務に従事する者(以下「指定地域 定着支援従事者」という。)を置かなければならない。 にだし、指定地域定着支援の業務に支障がない場合は、当 変指定地域定着支援事業所の他の職務に従事させ、又は他 の事業所、施設等の職務に従事させることができるものと する。	27第40条 (第3条第	1 人員に関する基準 (準用基準第40条) (1) 従業者 (基準第3条) 基準第3条第1項は、指定地域定着支援事業者が、事業所ごとに必ず1人以上の指定地域定着支援従事者を置くことを必たものである。 指定地域定着支援事業所に置くべき指定地域定着支援従事者は、原則として、サービス提供らない。この場合の事業所に沿域の当該事業所における勤務・非常地域定着支援従事者の当該事業でにおける勤務・非常地域定着支援従事者の常勤・非常地域定着支援従事者の常勤・非に地域定着支援従事者の常勤・非に地域定着支援従事者の常勤・指定地域定着支援で事者を当該指定地域定着支援で事者の常勤・指定地域定着支援で事務に従事さるとといる。これは、指定地域定業所の他の業務又は他の事業所・施設等の業務に従事さるとができる。 これは、指定地域定業素所の管理者や、併設する事業所の性おいて、指定地域定着支援の業務に対して、指定地域定着支援の業務に従事することをいう。なお、指定自立生活接助事業所の業務と兼務する場合については、業務に支障がない場合として認めるものとする。	適 .	
2) 指定地域定着支援従事者のうち1人以上は、相談支援 専門員(指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労 動大臣が定めるものをいう。以下同じ。)でなければなら ない。	27第40条	同条第2項は、第1項の指定地域定着支援従事者のうち1 人以上は、相談支援専門員でなければならないことを定めた ものである。		
2 管理者		1		
い。ただし、指定地域定着支援事業所の管理上支障がない	27第40条 (第4条準	(2) 管理者(基準第4条) 指定地域定着支援事業所の管理者は、原則として専ら当該事 業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合 であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、当該 指定地域定着支援事業所の他の業務や、併設する事業所の業 務等を兼ねることができるものとする。	適	· 7

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
		ア 当該指定地域定着支援事業所の従業者としての職務に従事する場合 イ 当該指定地域定着支援事業所以外の他の事業所の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定地域定着支援事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合	
		また、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所 又は指定自立生活援助事業所の業務と兼務する場合について は、管理業務に支障がない場合として認めるものとする。 なお、管理者は、指定地域定着支援の従業者である必要はないものである。	
第3 運営に関する基準			
1 内容及び手続の説明及び同意		O MIT MALE L. V. 14 Met.	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
(1) 指定地域定着支援事業者は、地域相談支援給付決定障害者が指定地域定着支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った地域相談支援給付決定障害者(以下「利用申込者」という。)に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第27条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定地域定着支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。	平24厚穷令 27第45条 (第 5 条第 1 項準用)	(1) 内容及び手続の説明及び同意(基準第5条)	· 否
(2) 指定地域定着支援事業者は、社会福祉法(昭和26年法 律第45号)第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合 は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければ ならない。	27第45条	また、利用者との間で当該指定地域定着支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第1項の規定に基づき、① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地② 当該事業の経営者が提供する指定地域定着支援の内容③ 当該指定地域定着支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項④ 指定地域定着支援の提供開始年月日⑤ 指定地域定着支援に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。 なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。	
2 契約内容の報告等		<u> </u>	
指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。	27第45条	(2) 契約内容の報告等 (基準第6条) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供に係る契約が成立した時は、遅滞なく市町村に対し契約成立の旨を報告しなければならないこととしたものである。	· 否
3 提供拒否の禁止	[1	1
指定地域定着支援事業者は、正当な理由がなく、指定地域定着支援の提供を拒んではならない。	27第45条	(3) 提供拒否の禁止(基準第7条) 指定地域定着支援事業者は、原則として、利用申込みに対 して応じなければならないことを規定したものであり、特 に、障害程度区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒 否することを禁止するものである。 提供を拒むことのできる正当な理由が有る場合とは、 ① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない 場合 ② 利用申込者の入所、入院等する障害者支援施設等(基準 第1条第2号に規定する障害者支援施設等をいう。以下 同じ。)、精神科病院、救護施設等(同条第3号に規定す	適 · 否

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	遃	百否
		る救護施設等をいう。以下同じ。)又は刑事施設等(同条第4号に規定する刑事施設等をいう。以下同じ。)が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合 ④ その他利用申込者に対し自ら適切な指定地域定着支援を提供することが困難な場合等である。		
指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の利用について市町村又は指定特定相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。	27第45条	(4) 連絡調整に対する協力(基準第8条) 指定地域定着支援事業者は、市町村又は指定特定相談支援 事業者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会 議への出席依頼等の連絡調整等に対し、指定地域定着支援の 円滑な利用の観点から、できる限り協力しなければならない こととしたものである。	適	• 否
5 サービス提供困難時の対応			<u> </u>	
指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所の 通常の事業の実施地域(当該指定地域定着支援事業所が通 常時に指定地域定着支援を提供する地域をいう。第17条第 2項及び第27条第5号において同じ。)等を勘案し、利用 申込者に対し自ら適切な指定地域定着支援を提供すること が困難であると認めた場合は、適当な他の指定地域定着支 援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなけれ ばならない。	27第45条 (第9条準	指定地域定着支援事業者は、基準第7条の正当な理由によ	適	· 否
6 受給資格の確認				
指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供を 求められた場合は、その者の提示する地域相談支援受給者 証(法第51条の7第8項に規定する地域相談支援受給者証 をいう。)によって、地域相談支接給付費の支給対象者で あること、地域相談支援給付決定の有無、地域相談支援給 付決定の有効期間、地域相談支援給付量(同条第七項に規 定する地域相談支援給付量をいう。)等を確かめるものと する。	27第45条 (第10条準	(6) 受給資格の確認 (基準第10条) 指定地域定着支援の利用に係る地域相談支援給付費の支給を受けることができるのは、地域相談支援給付決定障害者であるため、指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供に際し、地域相談支援給付決定障害者の提示する地域相談支援受給者証によって、地域相談支援給付決定障害者であること、地域相談支援給付決定の有無及び地域相談支援給付決定の有効期間、地域相談支援給付量等を確かめなければならないこととしたものである。	適	• 否
7 地域相談支援給付決定の申請に係る援助			•	
受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者	27第45条	(7) 地域相談支援給付決定の申請に係る援助(基準第11条) 基準第11条第1項は、地域相談支援給付決定を受けていない者から利用の申込みを受けた場合には、その者の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付費の支給申請に必要な援助を行うこととするものである。	適	• 否
(2) 指定地域定着支援事業者は、地域相談支援給付決定に 通常要すべき標準的な期間を考慮し、地域相談支援給付決 定の有効期間の終了に伴う地域相談支援給付決定の申請に ついて、必要な援助を行わなければならない。	27第45条	同条第2項は、利用者の地域相談支援給付決定に係る支給期間の終了に伴い、引き続き当該利用者がサービスを利用する意向がある場合には、市町村の標準処理期間を勘案し、あらかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うことを定めたものである。		
8 心身の状況等の把握				
指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	27第45条		適	• 否
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等			1	
(1) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	27第45条 (第13条第		適	• 否
(2) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供 の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援 助を行うとともに、市町村、指定障害福祉サービス事業者 等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する 者との密接な連携に努めなければならない。	27第45条 (第13条第			

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知 (国に準じる)	適否
0 身分を証する書類の携行	<u> </u>		
指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援従事者に 身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又は その家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指 尊しなければならない。	27第45条	(8) 身分を証する書類の携行(基準第14条) 利用者が安心して指定地域定着支援の提供を受けられるよう、指定地域定着支援事業者は、当該指定地域定着支援事業所の指定地域定着支援後事者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。 なお、この証書等には、当該指定地域定着支援事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。	適・否
1 サービスの提供の記録			
(1) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援を提供した際は、当該指定地域定着支援の提供日、内容その他必要な事項を、当該指定地域定着支援の提供の都度記録しなければならない。	27第45条	(9) サービスの提供の記録(基準第15条) ① 記録の時期 基準第15条第1項は、利用者及び指定地域定着支援事業者が、その時点での指定地域定着支援の利用状況等を把握できるようにするため、指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援を提供した際には、当該指定地域定着支援の提供日、提供したサービスの具体的内容等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければならないこととしたものである。	適・否
(2) 指定地域定着支援事業者は、前項の規定による記録に 際しては、地域相談支援給付決定障害者から指定地域定着 支援を提供したことについて確認を受けなければならな い。		同条第2項は、同条第1項のサービスの提供の記録につい	
2 指定地域定着支援事業者が地域相談支援給付決定障害	- 事者に求める	 ことのできる金銭の支払の範囲等	
(1) 指定地域定着支援事業者が、指定地域定着支援を提供する地域相談支援給付決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該地域相談支援給付決定章害者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。	27第45条 (第16条第 1項準用)	(10) 指定地域定着支援事業者が地域相談支援給付決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等(基準第16条) 指定地域定着支援事業者は、基準第17条第1項及び第2項に規定する額の他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うこととできないこととしたものであるが、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。 ① 指定地域定着支援のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。	適・否
(2) 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに地域相談支援給付決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、地域相談支援給付決定障害者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、13(1)又は(2)に規定する支払については、この限りでない。	27第45条 (第16条第 2項準用)	② 利用者に求める金額、その使途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。	
3 地域相談支援給付費の額等の受領			
(1) 指定地域定着支援事業者は、法定代理受領を行わない 指定地域定着支援を提供した際は、地域相談支援給付決定 章害者から当該指定地域定着支援につき法第51条の14第3 頁に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費 用の額(その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用 の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した 費用の額)の支払を受けるものとする。	27第45条 (第17条第 1 項準用)	(11) 地域相談支援給付費の額等の受領 (基準第17条) ① 法定代理受領を行わない場合 基準第17条第1項は、指定地域定着支援事業者が、法定代 理受領を行わない指定地域定着支援を提供した際には、地域 相談支援給付決定障害者から法第51条の14第3項に規定する 厚生労働大臣が定める基準により算定した地域相談支援給付 費の額の支払を受けることとしたものである。	適・否
(2) 指定地域定着支援事業者は、(1)の支払を受ける額のまか、地域相談支援給付決定障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して指定地域定着支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を地域相談支援給付決定障害者から受けることができる。	27第45条 (第17条第	② 交通費の受領 同条第2項は、指定地域定着支援の提供に関して、前項の 支払いを受ける額のほか、地域相談支援給付決定障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して指定地域定着支援を行う場合の交通費 (移動に要する実費)の支払を地域相談支援給付決定障害者から受けることができることとしたものである。	
(3) 指定地域定着支援事業者は、(1)、(2)の費用の額の支 公を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額 を支払った地域相談支援給付決定障害者に対し交付しなけ ればならない。	27第45条	③ 領収証の交付 同条第3項は、前2項の規定による額の支払を受けた場合 には、地域相談支援給付決定障害者に対して領収証を交付す ることとしたものである。	

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
(4) 指定地域定着支援事業者は、(2)の交通費については、あらかじめ、地域相談支援給付決定障害者に対し、その額について説明を行い、地域相談支援給付決定障害者の同意を得なければならない。	27第45条	④ 利用者の事前の同意 同条第4項は、同条第2項の費用の額に係るサーピスの提供 に当たっては、あらかじめ、地域相談支援給付決定障害者に 対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、地 域相談支援給付決定障害者の同意を得ることとしたものであ る。	
14 地域相談支援給付費の額に係る通知等			
(1) 指定地域定着支援事業者は、法定代理受領により指定 地域定着支援に係る地域相談支援給付費の支給を受けた場 合は、地域相談支援給付決定障害者に対し、当該地域相談 支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付費の額を通知 しなければならない。	27第45条 (第18条第	① 利用者への通知	適・否
(2) 指定地域定着支援事業者は、13(1)の法定代理受領を 行わない指定地域定着支援に係る費用の額の支払を受けた 場合は、その提供した指定地域定着支援の内容、費用の額 その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明 書を地域相談支援給付決定障害者に対して交付しなければ ならない。	27第45条 (第18条第 2項準用)	② サービス提供証明書の利用者への交付 同条第2項は、基準第17条第1項の規定による額の支払を 受けた場合には、提供した指定地域定着支援の内容、費用の 額その他地域相談支援給付決定障害者が市町村に対し地域相 談支接給付を請求する上で必要と認められる事項を記載した サービス提供証明書を交付しなければならないこととしたも のである。	
15 指定地域定着支援の具体的取扱方針	1		
指定地域定着支援の方針は、第39条に規定する基本方針に 基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。 ① 指定地域定着支援事業所の管理者は、指定地域定着支 援従事者に、基本相談支援に関する業務及び16(1)に規定 する地域定着支援台帳の作成その他指定地域定着支援に関 する業務を担当させるものとする。	27 第41条	(1) 指定地域定着支援の具体的取扱方針(基準第41条) ① 指定地域定着支援従事者による地域定着支援台帳の作成 (第1号) 指定地域定着支援事業所の管理者は、基本相談支援に関す る業務及び地域定着支援台帳の作成に関する業務その他指定 地域定着支援に関する業務を指定地域定着支援従事者に担当 させることとしたものである。	適・否
② 指定地域定着支援事業所の管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の指定地域定着支援従事者に対する技術的指導及び助言を行わせるものとする。		②相談支援専門員による技術的指導及び助言(第2号) 指定地域定着支援事業所の管理者は、相談支援専門員に、 相談支援専門員以外の指定地域定着支援従事者に対して、利 用者の状況に応じた適切な支援を行うための技術的指導及び 助言を行わせることとしたものである。	
③ 指定地域定着支援事業者は、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行わなければならない。		③ 意思決定の支援への配慮 (第4項) 基準第41条第1項第4号については、指定地域移行支援と同旨 であるため、第2の2の(13)の③を参照されたい。	
④ 指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するものとする。		第2の2の(13)の③ ③ 利用者の意思決定の支援への配慮(第4号) 基準第19条第1項第4号については、「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて」 (平成29年3月31日付け障発0331第15号。以下、「意思決定支援ガイドライン」という。)を踏まえて、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、意思決定支援ガイドラインに掲げる次の基本原則に十分に留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮すること。	
		ア 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。 イ 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、 他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重する ように努める姿勢が求められる。	

⑤ 指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行うものとする。

④ 指定地域定着支援の基本的留意点 (第5号)

ことが望ましい。

指定地域定着支援は、緊急時等に利用者の家族の協力が必要となる場合が想定されること等から、指定地域定着支援について利用者及びその家族の十分な理解が求められるものであり、指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、サービスの提供方法

ウ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、 本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根 拠を明確にしながら意思及び選好を推定する。

なお、相談支援専門員については、利用者の意思決定支援を適切に行うため、都道府県が実施する相談支援専門員を対象にした専門コース別研修の意思決定支援コースを受講する

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
		等について理解しやすいように説明を行うことが肝要である。また、必要に応じて、同じ障害を有する者による支援等 適切な手法を通じて行うこととする。	
16 地域定着支援台帳の作成等			
(1) 指定地域定着支援従事者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者の家族等及び当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した指定地域定着支援に係る台帳(以下「地域定着支援台帳」という。)を作成しなければならない。	27第42条第 1項	① 地域定着支援台帳 基準第42条においては、指定地域定着支援従事者が作成すべき地域定着支援台帳について規定している。 地域定着支援台帳は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者の家族等及び当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療	適 • 7
(2) 指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作品 こ当たっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支 爰に配慮しつつ、適切な方法によりアセスメントを行わな ければならない。	27第42条第		
(3) 指定地域定着支援従事者は、アセスメントに当たって は、利用者に面接して行わなければならない。この場合に おいて、指定地域定着支援の職務に従事する者は、面接の 趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければな らない。	27第42条第 3項	支援従事者は、アセスメントの実施に当たっては、利用者が 自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意 思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに 判断能力等について丁寧に把握しなければならない。 なお、地域定着支援台帳の様式については、各事業所ごと に定めるもので差し支えない。	
(4) 指定地域定着支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。	27第42条第 4 項	また、指定地域定着支援従事者は、常に利用者の状況の変化に留意し、その把握に努め、当該地域定着支援台帳を見直し、必要に応じて当該地域定着支援台帳の変更を行うこと。	
(5) 指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、 必要に応じて地域定着支援台帳の変更を行うものとする。			
(6) (2)及び(4)の規定は、(5)に規定する地域定着支援台 帳の変更について準用する。	平24厚労令 27第42条第 6項		
17 常時の連絡体制の確保等			
(1) 指定地域定着支援事業者は、利用者の心身の状況及び 障害の特性等に応じ、適切な方法により、当該利用者又は その家族との常時の連絡体制を確保するものとする。		常時の連絡体制については、当該指定地域定着支援事業所が直接利用者又はその家族との連絡体制を確保することが必要である。	適 · ?
(2) 指定地域定着支援事業者は、適宜利用者の居宅への記 問等を行い、利用者の状況を把握するものとする。		なお、常時の連絡体制の確保は、夜間等に職員を配置する他、携帯電話等により利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保する方法によることも可能である。利用者の状況把握については、居宅訪問等の見守りによる支援により利用者の状況及び利用者の緊急時等に適切に対応するための情報を把握することを趣旨としたものである。	
18 緊急の事態における支援等			
(1) 指定地域定着支援事業者は、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。	27第44条第	(4) 緊急の事態における支援等(基準第44条) ① 基準第44条第1項及び第2項は、緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、速やかに利用者の居宅訪問や電話等による状況把握を行い、利用者の状況に応じて必要な措置を適切に講ずべき旨を規定したものである。 なお、一時的な滞在による支援については、利用者への付添いによる見守り等の支援を適切に行うこと。	適 • ?
(2) 指定地域定着支援事業者は、(1)の状況把握を踏まえ、当該利用者が置かれている状況に応じて、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援その他の必要な措置を適切に講じなければならない。	全 2 項		
(3) 指定地域定着支援事業者は、(2)の一時的な滞在による支援について、次の各号に定める要件を満たす場所において行わなければならない。 ① 利用者が一時的な滞在を行うために必要な広さの区間を有するとともに、一時的な滞在に必要な設備及び備品等を備えていること。	3 項	② 同条第3項は、一時的な滞在による支援を行う場所について、最低限必要となる要件を定めたものである。	

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
② 衛生的に管理されている場所であること。			
		③ 同条第4項は、一時的な滞在による支援について、指定地域定着支援事業者が当該指定地域定着支援事業所の宿直室等を確保して実施する他、指定障害福祉サービス事業者等への委託により障害者支援施設や短期入所事業所等の空室を活用して行うことができることを規定したものである。	
9 地域相談支援給付決定障害者に関する市町村への通知			
指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援を受けている地域相談支援給付決定障害者が偽りその他不正な行為こよって地域相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	27第45条 (第25条準	(19) 地域相談支援給付決定障害者に関する市町村への通知 (基準第25条) 法第8条第1項の規定により、市町村は、偽りその他不正 な手段によって目立支援給付の支給を受けた者があるとき は、その支給を受けた額に相当する金額の全部 又は一部を徴収することができることに鑑み、指定地域定着 支援事業者は、その地域相談支援給付決定障害者が偽りその 他不正な手段によって地域相談支援給付の支給を受け、又は 受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して市町村に通 知しなければならないこととしたものである。	適・ :
20 管理者の責務			
(1) 指定地域定着支援事業所の管理者は、指定地域定着支援従事者その他の従業者の管理、指定地域定着支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。	27第45条 (第26条第	(20)管理者の責務(基準第26条) 指定地域定着支援事業所の管理者の責務を、法の基本理念 を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へ のサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握 しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、 指定地域定着支援従事者に基準第2章第3節(運営に関する	適 · 🧵
(2) 指定地域定着支援事業所の管理者は、指定地域定着支 援従事者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令 を行うものとする。	平24厚労令 27第45条 (第26条第 2項準用)	基準)を遵守させるための指揮命令を行うこととしたものである。	
21 運営規程			
指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程 (26(1)において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。	27第45条	(21)運営規程(基準27条) 指定地域定着支援の事業の適正な運営及び利用者に対する 適切な指定地域定着支援の提供を確保するため、基準第27条 第1号から第8号までに掲げる事項を内容とする規程を定め ることを指定地域定着支援事業所ごとに義務づけたものであ るが、特に次の点に留意するものとする。	適・ :
一 事業の目的及び運営の方針			
二 従業者の職種、員数及び職務の内容		① 従業者の職種、員数及び職務内容(第2号) 従業者については、指定地域定着支援従事者とその他の従業者に区分し、員数及び職務内容を記載することとする。なお、従業者等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準第3条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない(基準第5条に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。)	
三 営業日及び営業時間			
四 指定地域定着支援の提供方法及び内容並びに地域相談 支援給付決定障害者から受領する費用及びその額		② 指定地域定着支援の提供方法及び内容並びに地域相談支援給付決定障害者から受領する費用及びその額(第4号) 指定地域定着支援の提供方法及び内容については、サービスの内容及び地域相談支援給付決定障害者から相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載するものとする。 地域相談支援給付決定障害者から受領する費用及びその額については、地域相談支援給付費(法定代理受領を行わない場合に限る。)のほかに、基準第17条第2項に規定する額を指すものである。	
五 通常の事業の実施地域		③ 通常の事業の実施地域 (第5号) 通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定される ものとすること。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込 みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えて サービスが行われることを妨げるものではないものであるこ と。	

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知 (国に準じる)	適否
大 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には 当該障害の種類 七 虐待の防止のための措置に関する事項		① 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類(第6号) 指定地域定着支援事業者は、障害の種類にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが、場合においては、の主たる対象とする障害の種類を特定しておいては、の主たる対象とする障害の種類を特定しておいておりまたる対象とする障害の種類を特定しておりまたる対象とする障害の措置に関する事項(第7号)「虐待の防止のための措置に関する事項(第7号)「虐待の防止のための措置に関するすば、「障害者虐待の防止、障害者に対する支援者虐待のには、でであるが、より実効性を担保する観点から発見に充って規定があられるための対策及の対応に対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、	
八 その他運営に関する重要事項		⑥ その他運営に関する重要事項(第8号) 指定地域定着支援事業所が市町村により地域生活支援拠点 等(法第77条第4項に規定する地域生活支援拠点等をいう。 以下同じ。)として位置付けられている場合は、その旨を明 記すること。	
22 勤務体制の確保等	•		
(1) 指定地域定着支援事業者は、利用者に対し、適切な指定地域定着支援を提供できるよう、指定地域定着支援事業所ごとに、指定地域定着支援従事者その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	27第45条 (第28条第	(22) 勤務体制の確保等 (基準第28条) 利用者に対する適切な指定地域定着支援の提供を確保する ため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、 決の点に留意する必要がある。	適・否
		① 基準第28条第1項は、指定地域定着支援事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、指定地域定着支援従事者その他の従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること。	
(2) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに、当該指定地域定着支援事業所の指定地域定着支援事者によって指定地域定着支援を提供しなければならない。ただし、18(4)の規定により指定障害福祉サービス事業者等への委託により行われる一時的な滞在による支援については、この限りでない。	27第45条	定着支援従事者によって指定地域定着支援を提供するべきこ	
(3) 指定地域定着支援事業者は、前項ただし書の規定により指定地域定着支援に係る業務の一部を他の指定地域定着支援事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。	27第45条 (第28条第	③ 同条第3項は、当該委託を行う指定地域定着支援事業者は、当該委託業務の受託者の業務の実施状況を定期的に確認、記録しなければならないことを定めたものである。	
(4) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援従事者 の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければ ならない。	27第45条	④ 同条第4項は、当該指定地域定着支援事業所の指定地域 定着支援従事者の質の向上を図るため、研修機関が実施する 研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保す ることとしたものであること。	
(5) 指定地域定着支援事業者は、適切な指定地域定着支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	27第45条 (第28条第 5項準用)	⑤ 同条第5項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第30条の2第1項の規定に基づき、指定地域定着支援事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパ	

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知 (国に準じる)	適否
		ワーハラスメント (以下「職場におけるハラスメント」という。) の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。指定地域定着支援事業者が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。	
		ア 指定地域定着支援事業者が講ずべき措置の具体的内容 指定地域定着支援事業者が講ずべき措置の具体的な方容は、事業上で、事業における性のな事業にといての指針(平成18年厚生労働ない。 15年間 (15号) 及び事業主が職場に関連を表して、第4年間 (15号) とした 措置等にの指針(平成18年厚生労働な関係を背景とした 措置等についての指針のなりに (15分 を 15号) といた は (15分 を 15号) に ない は (15分 を 15号) に は (15分 を 15号) に は (15分 を 15号) に は (15分 を 15分 を 15号) に は (15分 を 15分	
23 業務継続計画の策定等			
(1) 指定地域定着支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域定着支援の提供を組続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 (2) 指定地域定着支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。	27第45条 (第28条の 2第1項準 用) 平24厚労令	(23) 業務継続計画の策定等(基準第28の2) ① 基準第28条の2は、指定地域定着支援事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定地域定着支援の提供を受けられるよう、指定地域定着支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第28条の2に基づき指定地域定着支援事業者に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。	適 · 否
(3) 指定地域定着支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	27第45条 (第28条の 2第3項準 用)	② 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。ア 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) 災害に係る業務継続計画	

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否	
		a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)		
		b 緊急時の対応 (業務継続計画発動基準、対応体制等) c 他施設及び地域との連携		
		③ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。 なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。		
		④ 訓練 (シミュレーション) においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定地域定着支援事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的(年1回以上)に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。		
<u>24</u> 設備及び備品等				_
指定地域定着支援事業者は、事業を行うために必要な さの区画を有するとともに、指定地域定着支援の提供に	27第45条		適 •	否
要な設備及び備品等を備えなければならない。	(第29条準用)	① 事務室 指定地域定着支援事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定地域定着支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。		
		② 受付等のスペースの確保 事務室又は指定地域定着支援の事業を行うための区画について.は、利用申込みの受付、相談、計画作成会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものとし、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造とする。		
		③ 設備及び備品等 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定地域定着支援の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。		
25 衛生管理等				
(1) 指定地域定着支援事業者は、従業者の清潔の保持及 健康状態について、必要な管理を行わなければならない	27第45条	(25) 衛生管理等(基準第30条) ① 基準第30条第1項及び第2項は、指定地域定着支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定地域定着支援事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。	適・	否
(2) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなけれならない。				
(3) 指定地域定着支援事業者は、当該指定地域定着支援 業所において感染症が発生し、又はまん延しないように	事 平24厚労令 、27第45条	② 同条第3項に規定する感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のアから		

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
次の各号に掲げる措置を講じなければならない。	(第30条第 3項準用)	ウまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき 事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業 者との連携等により行うことも差し支えない。	
一 当該指定地域定着支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。			
二 当該指定地域定着支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。		ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該指定地域定着支援事業所における感染症の予防及びま	
三 当該指定地域定着支援事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。		ん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「感染対策 委員会」という。)であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましくも含め積極的に分類策の知識を有する者については外部のの者責任及び名者を当ましい。構成メンバサのを担当とといる。 参担を明確にするとともに、専行の感染対策をは当まとが現下「感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に必要がある。 感染対策委員会は、利用者の状況など事業所のとと時間に、感染症が流行する時期等を勘案して必可に応じ時間催する必要がある。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等(リアルタイム。以下に、感染がある。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等(リアルタイム。以下に、感染がある。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等(リアルタイム。以下に、感染がある。 での下間に、必要がある。 ができるもできるいただに応じたである。を活用して行うことができるもの障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際、生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守するこ	
		と。	
		イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該指定地域定着支援事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 平常時の対策としては、指定地域定着支援事業所内の衛生管理(環境の整備等)、支援にかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における指定地域定着支援事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。	
		ウ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練で従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の所との内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普ける指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該指定地域定着支援事業所が定期的な教育(年1回以上)を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが必要をもしい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 である。 「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアなく、当該指定である。」 がある。 では、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアなく、当該指定である。」 がある。 では、原生労働省である。 当該に応染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について行うこと。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について行うことが必要である。 おりにおいて迅速に応動さるようにおいて対応を定めた指針及び研修内容に基づ策をした上での支援の演を定めた指針及び研修内容に基づ策をした上での支援の演奏を定めた指針及び研修内容に基づ策をした上での支援の演奏を定めた指針及び研修内容に基づ策をしたといると対応を定めた指針をがある。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないもの、れ上及び実地可である。	

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適る	5
26 掲示等				
(1) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び地域定着支援の実施状況、指定地域定着支援従事者の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	27第45条 (第31条第	(26) 掲示等 (第31条) ① 基準第31条第1項は、基準第5条の規定により指定地域定着支援の提供開始時に、重要事項(その内容については(1)参照)を利用者に対して説明を行った上で同意を得ることに加え、指定地域定着支援事業所への当該重要事項の掲表がある。を義務づけることにより、サービス提供が開始された後、継続的にサービスが行われている段階においても利用者の保護を図る趣旨であるが、次に掲げる点に留意する必要がある。ア 指定地域定着支援事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことであること。イ 従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。	· ·	否
(2) 指定地域定着支援事業者は、(1)に規定する事項を記載した書面を当該指定地域定着支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。	27第45条	② 同条第2項は、重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定地域定着支援事業所内に備え付けることで同条第1項の掲示に代えることができることを規定したものである。		
(3) 指定地域定着支援事業者は、(1)に規定する重要事項の公表に努めなければならない。	27第45条	③ 同条第3項は、基本相談支援及び地域定着支援の実施状況等を公表することにより利用者のサーピスの選択に資することから、第1項に加え、当該重要事項の公表に努めるべき旨を規定したものである。なお、公表の方法については、ホームページによる掲載等、適宜工夫すること。		
27 秘密保持等	1			
(1) 指定地域定着支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	27第45条 (第32条第	(27) 秘密保持等(基準第32条) ① 基準第32条第1項は、指定地域定着支援事業所の従業者及び管理者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。	適・	否
た者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又	27第45条 (第32条第	② 同条第2項は、指定地域定着支援事業者に対して、過去に当該指定地域定着支援事業所の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものあり、具体的には、指定地域定着支援事業者は、当該指定地域定着支援事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととするものである。		
(3) 指定地域定着支援事業者は、計画作成会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。	27第45条	③ 同条第3項は、指定地域定着支援従事者及び利用者に係る障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活定着支援センターにおける担当者が、計画作成会議において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、指定地域定着支援事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。		
28 情報の提供等				
(1) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援を利用しようとする者が、これを適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定地域定着支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	27第45条 (第33条第		適・	否
(2) 指定地域定着支援事業者は、当該指定地域定着支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。				
29 利益供与等の禁止	1		1	
指定地域定着支援事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定地域定着支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	27第45条 (第34条第	(28) 利益供与等の禁止(基準第34条) ① 基準第34条第1項は、指定特定相談支援事業者若しくは 指定障害福祉サービス事業者等による指定地域定着支援事業 者の紹介が公正中立に行われるよう、指定地域定着支援事業 者は、指定特定相談支援事業者又は障害福祉サービス事業者 等に対し、利用者に対して当該指定地域定着支援事業者を紹	適・	否

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
		介することの対質として、金品その他の財産上の利益を供与 してはならない旨を規定したものである。	
2) 指定地域定着支援事業者は、指定特定相談支援事業者 もしくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業 計から、利用者又はその家族を紹介することの対償とし て、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。		② 同条第2項は、利用者による指定特定相談支援事業者、指定障害福祉サーピス事業者等の選択が公正中立に行われるよう、指定地域定着支援事業者は、指定特定相談支援事業者又は障害福祉サービス事業者等から、当該事業所を利用する利用者やサービス提供が終了した利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない旨を規定したものである。	
0 苦情解決			
1) 指定地域定着支援事業者は、その提供した指定地域定 情支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ 適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設 置する等の必要な措置を講じなければならない。	27第45条	(29) 苦情解決 (基準第35条) ① 基準第35条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。	適・
	27第45条 (第35条第 2項準用)	② 同条第2項は、苦情に対し指定地域定着支援事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(指定地域定着支援事業所が提供したサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。また、指定地域定着支援事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。なお、基準第38条第2項の規定に墓づき、苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければならない。	
3) 指定地域定着支援事業者は、その提供した指定地域定 請支援に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う 最告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令 (は当該職員からの質問若しくは指定地域定着支援事業所)設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び 川用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査 に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場 合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなけれ ばならない。	27第45条 (第35条第	③ 同条第3項から第6項までの規定は、住民に最も身近な行政庁である市町村及び市町村の総括的立場にある都道府県が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村及び都道府県が、指定地域定着支援事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言及び報告命令を行えることを運営基準上、明確にしたものである。	
4) 指定地域定着支援事業者は、その提供した指定地域定 青支援に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事 迄行う報告若しくは指定地域定着支援の提供の記録、帳簿 書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員 いらの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に 関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道 可以知りによりない。 可以知りによりない。 がは、当該指導又は は、当該指導又は は、当該に従って必要な改善を行わなければならない。	27第45条 (第35条第		
5) 指定地域定着支援事業者は、その提供した指定地域定算支援に関し、法第51条の27第1項の規定により都道府県中事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若し、は指定地域定着支援事業所の設備若しくは帳簿書類その地方の機合に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言と受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	27第45条 (第35条第		
6) 指定地域定着支援事業者は、都道府県知事、市町村又 は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)の改善 D内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しなけ ればならない。	27第45条		
7) 指定地域定着支援事業者は、社会福祉法第83条に規定 「る運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査 なはあっせんにできる限り協力し合なければならない。	27第45条 (第35条第	④ 同条第7項は、社会福祉法上、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされたことを受けて、運営適正化委員会が行う同法第85条に規定する調査又はあっせんにできる	

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知 (国に準じる)	適否
		だけ協力することとしたものである。	
31 事故発生時の対応	•		
市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 (2) 指定地域定着支援事業者は、(1)の事故の状況及び事	27第45条	(30) 事故発生時の対応(基準第36条) 利用者が安心して指定地域定着支援の提供を受けられるよう、指定地域定着支援事業者は、利用者に対する指定地域定着支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、また、利用者に対する指定地域定着支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。なお、基準第38条第2項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければならない。このほか、以下の点に留意するものとする。	· 否
(3) 指定地域定着支援事業者は、利用者に対する指定地域 定着支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、 員害賠償を速やかに行わなければならない。		① 利用者に対する指定地域定着支援の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定地域定着支援事業者が定めておくことが望ましいこと。 ② 指定地域定義支援事業者は、腔償すべき事態において	
		されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。 ③ 指定地域定着支援事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針」(平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会)が示されているので、参考にされたい。	

32 虐待の防止

指定地域定着支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防 平24厚労令 止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならな

- 当該指定地域定着支援事業所における虐待の防止のた めの対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して 行うことができるものとする。) を定期的に開催するとと もに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

27第45条 (第36条の 2 準用)

(31) 虐待の防止(基準第36条の2)

① 同条第第1号の虐待防止委員会の役割は、以下の3 つがある。

・虐待防止のための計画づくり(虐待防止の研修、労 働環境・条件を確認・改善するための実施計画づく り、指針の作成)

・虐待防止のチェックとモニタリング(虐待が起こり やすい職場環境の確認等)

・虐待発生後の検証と再発防止策の検討(虐待やその 疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検 討、実行)

虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割 分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者(必置) を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員に は、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等 も加えるよう努めるものとする。

なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可で あるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること 虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の 管理者や虐待防止担当者(必置)が参画していれば最低人数 は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する ことが必要である

なお、虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催する ことが必要である

指定地域相談支援事業所が、報告、改善のための方策を定 め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策につい て、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。

具体的には、次のような対応を想定している。 なお、虐待防止委員会における対応状況については、適切に 記録の上、5年間保存すること。

虐待(不適切な対応事例も含む)が発生した場 合、当該事案について報告するための様式を整備 すること。

従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等 を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。

ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された 事例を集計し、分析すること。

適 ・ 否

主眼事項及び着眼点 (県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知 (国に準じる)	適	i否
		エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況 等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまと め、当該事例の再発防止策を検討すること。		
		オ 労働環境・条件について確認するための様式を 整備するとともに、当該様式に従い作成された内 容を集計、報告し、分析すること。 カ 報告しなが分析結果を従業者に周知徹		
		底すること。 キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検 証すること。		
		② 指定地域相談支援事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。 ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関す る基本方針 オ 虐待発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針		
		キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針		
二 当該指定地域定着支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。		③ 同条第2号の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定地域相談支援事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施(年1回以上)するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。		
三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。		④ 同条第3号の虐待防止のための担当者については、相談 支援専門員を配置すること。なお、当該担当者及び管理者		
(虐待の防止に係る経過措置)		は、「地域生活支援事業の実施について」(平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号)の別紙 2 「地域生活支援促進事業 実施要綱」の別記 2 - 4 の 3 (3)の都道府県が行う研修に 参加することが望ましい。		
指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域定着支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	27第45条	(32) 会計の区分(基準第37条) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごと に経理を区分するとともに、指定地域定着支援の事業の会計 とその他の事業の会計を区分しなければならないこととした ものである。	適・	• 否
34 記録の整備	亚0.4 同兴人	(00) 守(5) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	\ak	<u></u>
(1) 指定地域定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び 会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	27第45条 (第38条第	(33) 記録の整備(基準第38条) 指定地域定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計等 に関する諸記録を文書により整備しておく必要があること。 なお、基準第38条第2項により、指定地域定着支援事業者 は、利用者に対する指定地域定着支援の提供に関する諸記録 のうち、少なくとも次に掲げる記録については、当該地域定 着支援を提供した日から、少なくとも5年以上保存しておか なければならないこととしたものである。 ① 第15条第第1項に規定する指定地域定着支援の提供に係 る記録	_	· 否
(2) 指定地域定着支援事業者は、利用者に対する指定地域 定着支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、 当該指定地域定着支援を提供した日から五年間保存しなければならない。 ① 第15条第1項に規定する提供した指定地域定着支援に 係る必要な事項の提供の記録 ② 地域定着支援計画 ③ 第25条の規定による市町村への通知に係る記録	平24厚労令 27第45条 (第38条第 2項準用)	② 地域定着支援計画 ③ 第25条の規定による市町村への通知に係る記録		

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
④ 第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録 ⑤ 第36条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して 採った処置についての記録			
第4 変更の届出等			
指定一般相談支援事業者は、当該指定に係る一般相談支援 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項 に変更があったとき、又は休止した当該指定地域相談支援 の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところに より、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なけれ ばならない。	25第1項 施行規則第		· 否
電磁的記録			
(1) 指定一般相談支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 (2) 指定一般相談支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」と	平24厚条 27第46条 1項	1 電磁的記録について 基準第46 条第1項は、指定一般相談支援事業者及びその 従業46 条第1項は、指定一般相談支援事業者及びその 行業方言ととしたられているで、 (1) 電影は としたよるに 電磁的記録によられたてので、現行会では、 (2) 電磁的記録によられたファ調製する できるとされているで、現行会では、 (3) できるととしたものである。 (4) 電影はに 電磁の記録によりに 電磁的記録によりに 電磁的記録によりに できると のでは のででで、 のでは のでででで、 のでは のでででで、 のでは のででで、 のでは のででで、 のでは のででで、 のでは のでで、 のでは のできると のでは のでは のでは のででで、 のでは のでは のでな のでは のでな	· 否

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知 (国に準じる)	適否
		マラス (1) では、 (1) では、 (1) では、 (2) に海の方法とのでは、 (3) では、 (4) をものでは、 (4) をものが、 (5) をものが、 (5) をものが、 (6) をものが、 (7) をものが、 (7) をものが、 (7) をものが、 (8) では、 (7) をものが、 (8) では、 (7) をものが、 (8) では、 (7) をものが、 (8) では、 (8) をものが、 (9) には、 (1) をものが、 (1) をものが、 (1) をものが、 (1) をものが、 (1) をものが、 (2) に、 (4) をものが、 (5) をものが、 (6) をものが、 (6) をものが、 (7) をものが、 (7) をものが、 (8) をものが、 (8) では、 (